

静岡市立病院駐車場条例の一部改正について

静岡市立病院駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立病院駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市立病院駐車場条例（平成15年静岡市条例第174号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立清水病院駐車場条例

第 1 条中「静岡市立静岡病院及び」及び「これらを」を削る。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
静岡市立清水病院駐車場	静岡市清水区宮加三1231番地

第 4 条ただし書中「、静岡市立清水病院駐車場にあつては」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	駐車料金
駐車時間が 3 時間までの場合	1 時間までごとに100円
駐車時間が 3 時間を超える場合	300円に 3 時間を超える時間 1 時間までごとに200円を加算した額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の成立の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに静岡市立静岡病院駐車場を出場する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに静岡市立静岡病院駐車場についてした行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。